

アルゼンチンにおける 経済自由化政策と雇用問題

●宇佐見耕一●

はじめに

1989年に成立した現メネム・ペロン党政権は、経済危機からの脱却策としてそれまでの国家介入型の輸入代替工業化政策に代えて、より市場機能を重視した自由開放型の、あるいはネオ・リベラルと呼ばれる経済政策を導入した。財政赤字の原因となっていた公営企業の民営化を広範囲に断行し、公務員の削減を図り、貿易自由化を進行させて国内市場に競争原理を浸透させようとした。また、兌換計画と呼ばれる1ドル=1ペソの固定レートと通貨発行を外貨準備の裏づけをもって行なうという事実上のドル本位制度に移行した。こうした政策の結果、93年の消費者物価上昇率は7.4%にまで低下し、同年のGDPは6.0%の成長を記録した。そのため、経済安定化という点に関して、メネム政権の政策は成功を収めたと評価されている。

他方、こうした成功は負の側面をも併せ持つており、過去最高を記録した失業・不完全就業率などは、その負の側面を代表していると言えよう。さらに規制緩和・経済自由化の全般的傾向のなか

で、労働市場に関する自由化を求める要求も高まっており、そのなかにはすでに実行に移されているものも存在する。小稿では、メネム政権下で進行している経済自由化政策が労働市場にいかなる影響を与えていたかを概観することにある。そのためにはまず、雇用をめぐる政治経済的環境に触れた後、労働市場におけるフレキシビリゼーションを法制面から検討し、続いて現在みられる高水準の失業の状況を紹介したい。

1 雇用をめぐる政治的環境

メネム政権により実施されたネオ・リベラル政策は、二重の意味においてアルゼンチンの労働市場を自由化させるものであった点をあらかじめ指摘しておきたい。それは第1に、従来型の輸入代替工業化による産業保護政策自体が、労働者の雇用と賃金を保障する働きをしており、その政策の放棄は広い意味での労働市場自由化政策であるといえる。すなわち、産業保護の撤廃により、雇用と賃金はより市場原理の影響を受けて調整されることとなる。第2は、労働法改正等の狭義の労働市場自由化政策であり、現行の労働関係を直接規

定している諸労働関係法規による規制を緩和する方向の政策を指す。小稿では、もっぱら後者に関して議論を行なうが、両者が密接な関係にあることはいうまでもない。

1990年代になって広義の意味での労働市場の自由化を促進したと考えられるマクロ経済政策は、以下の4点である。(1)貿易自由化、(2)兌換計画、(3)公営企業の民営化・公的部門縮小策、(4)ラテンアメリカ南部共同市場(Mercosur)結成、このうち(4)については次項において別途検討する。メネム政権になって採用されたこれらのマクロ経済政策は、それまでの公営企業により独占されていた市場や、産業振興政策により保護されていた市場に競争原理を導入するものであった。こうした政策は、産業保護政策等のもとで得られていた雇用保障を撤廃したという点で、広義の意味での労働市場の自由化を促進したといえる。国際競争の結果、競争力が劣り合理化や統廃合が必要であるとされる部門において、労働者は直接的に雇用不安を抱えることとなった。加えて、公営企業の民営化や公的部門縮小に伴う公務員削減政策により、補償が与えられたとはいって、公的部門から多くの労働者が解雇されていった。

さらにそれは、内外の競争にさらされたアルゼンチン企業に、労働コスト低減を迫り、雇用関係のフレキシビリティー拡大を求めさせたという点において狭義の意味での労働市場の自由化をも促したものであった。また、労働コスト低減のための新規生産設備の導入、あるいは工場内の組織再編は、同一産出量に対して必要労働力を減少させることは明らかであろう。

こうしたマクロ経済政策が次々と採用されていった背景には、アルゼンチン社会においてネオ・リベラル思想が広まり、それへの支持が拡大していたという事実が存在する。一例をあげると、フ

ランスの社会学者ギ・ソルマン (Guy Sorman) はたびたびアルゼンチンを訪れ、新聞・テレビなどのメディアをとおして、市場機能重視や小さな政府等ネオ・リベラル思想に基づく経済政策をアルゼンチン国民に提案した。彼の著書『自由主義による解決』^{*1}は、11版と版を重ねるほどの読者を得てした。

ネオ・リベラル思想の流布は、政治面においても顕著に認められた。アルゼンチンの民主政治は、伝統的に急進党とペロン党という2大政党によって担われてきた。そこに、1980年代の経済危機をとおして、自由主義経済政策を主張する政党である民主中道同盟 (Unión del Centro Democrática) が第三勢力として台頭し、特に首都ブエノスアイレスでは強い人気を得るに至った。そして89年のメネム政権成立以降は、自由主義経済政策を採用する同政権と民主中道同盟は事実上の同盟関係に入った。その後、民主中道同盟の主要メンバーは、「メネム政権の政策はわれわれが元来主張していたものと同じである」としてペロン党に合流している。

アルゼンチンにおけるネオ・リベラル思想の政治的影響力拡大は、ペロン党自身の変質のなかにもみることができる。ペロン党の変質は、同党が政権与党ということから、アルゼンチンの政治意思決定に重大な影響を持つことになる。現在に至るまでペロン党の最大の支持団体が労働総同盟であり、同党が社会下層から広範な支持を得ているという構図に大きな変化はみとめられない。しかし、メネム政権発足後、経済相は2代続けてアルゼンチン最大の財閥であるブンヘ・イ・ボルングループの重役を迎える、前述した民主中道同盟のメンバーを準閣僚に任命した。ブンヘ・イ・ボルングループは穀物輸出商社を機軸にそれと営業的関連のある部門に多角化した財閥であり、その

基本的利害は農牧產品輸出にありペロン党の伝統的政策とは対立していたとみなされてきた。この他、後に述べるように労働勢力の相対的弱体化という事実もみとめられる。こうした状況のなかにもペロン党の体質変化をうかがうことができる。

ネオ・リベラル思想およびその政治的影響力の拡大のひとつの重要な要因として、繰返し指摘されてきたことであるが、1980年代の経済危機と社会主義圏の崩壊がある。アルゼンチンにおいては、両者とも経済過程に対する国家の過度の介入の失敗、あるいは中央統制経済の失敗とみなされるようになつた。一方労働組合の弱体化は、直接的に雇用関係におけるネオ・リベラル的立場からの改革を促進する要因となっている。現政権成立以降、前アルフォンシン急進党政権期にみられたような頻繁なゼネストは影をひそめ、労働総同盟反主流派が行なつたゼネストへの参加率も非常に低いものとなっている。さらに労働界は内部分裂が激しく、統一した政治主張がしにくい状況になっている。労働総同盟は一時メネム支持派と批判派に分裂し、メネム政権は批判派の勢力を殺ぐために動いたことが知られている。最近では、労働総同盟の枠外に、メネム政権に批判的な労働勢力の結集を模索する動きもみられる。

* 1 Guy Sorman, *La solución liberal*, Atlantida, Buenos Aires, 1984.

2 メルコスール結成の影響

アルゼンチンにおいては、経済の国際化に関して貿易自由化と並んで、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイとの間で結成するメルコスール(南部アメリカ共同市場)が重要な意義を持っている。1995年1月に共通関税制度が発足し、アルゼンチン企業にとって特にブラジル企業との競争が激化する

ことが予想されている。事実、現在までの市場統合の過程においても、アルゼンチンは対ブラジル貿易において巨額の赤字を出し、その額は92年に約17億ドルに達し、93年にはアルゼンチン側の輸出の拡大により改善をみたが、なお約8億ドルの赤字となっている。このようにメルコスール結成によるブラジルとの競争激化は、産業保護政策下で同時に保護されてきたといえる雇用・賃金の保障を撤廃するという意味において、広義の労働市場自由化を促したといえる。そしてそれはまた、労働コスト低減要求という形で狭義の労働市場自由化の推進要因ともなっている²。

メルコスールの枠組みが具体化するなかで、アルゼンチンの企業側から、アルゼンチンとブラジルの労働コストの差を問題視する意見が出されてきた。単位時間当たりの労働コストの絶対額に関して、アルゼンチンがブラジルを上回っていたことは、これまでにも知られていた事実である。しかし今回は、健康保険、年金、失業保険、労災保険といった企業側の社会保険等の負担に関して、アルゼンチンの企業負担比率が制度的にブラジルと比べ高く、それがブラジル企業との競争においてアルゼンチン企業を不利にしているとの主張も聞かれた。そうした社会保険等の間接賃金の低減は、それらに関わる現行の法制的規制の自由化により達成されることになるので、狭義の労働市場の自由化に関する問題である。

しかしながらこの点に関して、ボウル等の行なったメルコスール参加国製造業における労働コストに関する比較研究は、そうした主張を根拠のないものとしている。その研究によると、労働者の社会保険等の負担分を差し引く前の時間当たり支払賃金を100とした場合、社会保険等の負担分を含めた全労働コストは、アルゼンチンが166.83であるのに対してブラジルが169.71とブラジルがアルゼ

第1表 アルゼンチンとブラジルの労働コスト (時間当り)

アルゼンチン		ブラジル	
A 手取り賃金 〔労働者負担〕	82.00	A 手取り賃金 〔労働者負担〕	91.00
年 金	10	社会保険庁	9
健 康 保 険	3		
INSSJYP*	3		
労 働 組 合 費	2		
B 支 払 賃 金 〔使用者負担〕	100.0	B 支 払 賃 金 〔使用者負担〕	100.00
年 金	16	社会保険庁	20
健 康 保 険	6	工業社会保険	1.5
家 族 手 当 て	7.5	技能修得機関	1
INSSJYP*	2	拓 殖 機 関	0.2
失 業 保 険 基 金	1.5	教 育 費	2.5
ボ 一 ナ ス	11.08	障 害 保 険	2
特 別 有 給 休 暇	1.53	失 業 保 険 基 金	8
災 害 保 険	4.50	ボ 一 ナ ス	11.3
傷 害 保 険	2	特 別 休 暇	3.7
退 職 金 引 キ 当 て 金	0.89	事 前 通 告	0.12
		契 約 破 棄 費	1.7
C 労 働 コ スト ① 〔使 用 者 負 担〕	153.00	C 労 働 コ スト ① 〔使 用 者 負 担〕	152.01
有 給 休 暇	8.8	有 給 休 暇	12.5
祭 日 負 担	4.6	祭 日 負 担	4.6
組 合 休 暇	0.4	病 休	0.6
産 休 等	—		
D 労 働 コ スト ②	166.83	D 労 働 コ スト ②	169.71

(注) *年金関係機関。

(出所) Juan L. Bour, Nuria Susmel, Cristina Bagoloni, Maria Btchart, *Costos laborales en el Merc osur : Comparacion de los costos laborares directos*, FIEL, Buenos Aires, 1992, p.15.

ンチンより若干高い数値を示している^{*3}(第1表参照)。しかし、域内で最も経済自由化が進行しているといわれているチリにおいては、この数字は135.01となっており、チリと比べた場合アルゼンチン企業の間接賃金の負担の比率は高いものとなっている。チリとのこうした間接賃金負担比率の格差は、将来同国との経済統合が実現性を帯びてきた時点

でより問題化する可能性がある(第2表参照)。

一般的なイメージに反して、ボウル等の研究によりブラジル企業の社会保険等の負担、すなわち間接賃金の比率はアルゼンチン企業とほぼ同等であったことが明らかとなった。とはいっても、労働コストの絶対額においては、アルゼンチンがブラジルを大きく上回っていることも、彼らの研究によっ

第2表 コノスール5カ国の労働コスト比較 (製造業, 1992年6月)

(単位: ドル)

国名	手取り賃金	支払賃金	労働コスト①	労働コスト②
アルゼンチン	494.0	602.4	921.7	1,004.8
ブラジル	335.9	369.1	561.0	626.4
チリ	536.7	611.3	751.0	825.3
パラグアイ	150.3	166.0	218.5	241.9
ウルグアイ	451.2	589.9	833.1	900.7

(注) 手取り賃金額=支払賃金-社会保険個人負担分

労働コスト①=支払賃金+社会保険企業負担分+有給休暇負担

労働コスト②=労働コスト①+祝祭日給与負担+有給産休負担

(出所) Juan L. Bour, Nuria Susmel, Cristina Bagolini, Maria Etchart, *Costos laborales en el Mercosur: comparación de costos laborales directos*, FIEL, Buenos Aires, 1992, p.12.

て明らかとなった。製造業における1992年の1カ月の企業側社会保険等負担を含めた全労働コストの絶対額の平均は、アルゼンチンが1004.8ドルであり、ブラジルが602.4ドルであった。また、同年の1カ月分の労働者の支払賃金は、アルゼンチンが626.4ドルであるのに対して、ブラジルは369.1ドルであった^{*4}。こうしたことから、アルゼンチンとブラジル間の労働コストの差は、企業の社会保険等の負担率の差にあるのではなく、需要供給を含めた労働市場の構造的差異や、為替水準の差異等にあることが明らかとなった。しかし、アルゼンチン側の労働コストが絶対額においてブラジルより高いことには変わりがなく、その引き下げのターゲットとして社会保険等の企業者負担切り下げ圧力が依然存在する事態には大きな変化はみられない。

* 2 Armando Caro Figueroa, *La flexibilización laboral*, Buenos Aires, Editorial Biblos, 1993, p.30.

* 3 Juan L. Bour, Nuria Susmel, & Cristina Etchart, *Costos laborales en el Mercosur*, Buenos Aires, FIEL, 1992, pp.15-16.

* 4 Ibid., p.12.

3 労働市場自由化の動き

1. 労働市場自由化要求とその論理

次に、現行労働契約法改正を中心とした狭義の労働市場自由化の問題について検討する。労働市場自由化の要求は、当然のこととして企業者側から強く提起されている。アルゼンチン工業連盟 (Unión Industrial Argentina) は企業者の要求を代表して、労働市場自由化を求める立場から労働関係法規の改正に向けて、政府および労働総同盟との交渉を続けている。彼らは、現行の労働関係法規は「繁雑で硬直的」であり、アルゼンチンの労働者は「超過保護の状況」にあるとする。さらにそうした事態は、アルゼンチンの労働コストを吊り上げ、競争力に否定的影響を及ぼすと主張している^{*5}。

労働市場を自由化する背景として彼らは、(1)経済の国際化、(2)新規技術・組織の登場、(3)失業の拡大という状況を指摘している^{*6}。他方彼らは、1980年代までに福祉国家の試みは失敗に帰し、開放経済体制下では効率と競争力の維持に国家は無力で

あるとの認識の下に、労働関係の調整者としての国家の役割を否定している^{*7}。以上のような状況判断により、労働市場自由化論者は、労働関係の調整において国家の役割を縮小し、個別的事業所での労使関係のありかたをめぐる裁量余地を拡大させることを主張している。

労働経済学の立場からみると、アルゼンチンにおける労働市場自由化の議論は、数量的フレキシビリゼーションと賃金のフレキシビリゼーションという二つの方法が中心となっている。前者は、産出量の増減に併せて速やかに投入労働量を変化させることのできる生産の柔軟性を意味し、後者は突き詰めて言えば直接的・間接的賃金の切り下げを意味している^{*8}。それは、労働者側にとって短期労働契約の拡大とともに雇用の不安定化、労働コスト切り下げの一環での実質的賃金切り下げという不利な側面を持つ。しかし、ネオ・リベラル理論によれば、かかる手法を通して利潤が上昇し、それに誘発されて投資がなされ、その結果新規雇用が創出されるという雇用創出効果も主張されている。またそのことは、就労機会の拡大の可能性があることを意味し、現在失業中の労働者にとって有利であるとの指摘もある。

2. 雇用法制定

こうした状況のもと、国会に労働契約法改正案が上程された。しかし、その前に現メネム政権において、すでに雇用関係のフレキシビリゼーションを促進する「雇用法」が1991年12月に公布されている。同法は、一定の条件の下で、期限付き労働契約を認めるものであり、直接的には数量的フレキシビリゼーションを促進し、雇用者の社会保険等の負担削減措置等により賃金のフレキシビリゼーションにも寄与するものであった。

「雇用法」が認めている期限付き労働契約は、

その期間を最大24ヶ月とし、以下の四つの場合に適用される。(1)新規雇用創出、(2)新規事業、(3)若年労働者の労働訓練、(4)団体労働契約等の一定条件下での職業訓練。こうした期限付き労働契約に加えて、「雇用法」はまた雇用者に対して、労働者に対する補償の引き下げや社会保険等の負担の減免も認めていた。「雇用法」導入における政府の目的は、新規雇用の創出および違法雇用契約を新法に基づいた合法雇用契約に転換させることであった。一方、企業家にとって「雇用法」導入の利点は、景気変動等に応じて労働者数を比較的容易に調整でき、新規投資に際してのリスクを低減させることができる点にあった。

「雇用法」導入の成果として、1992年5月から93年10月にかけて同法の適用のもとに4万8000人が雇用されたが、その規模は政府の期待を下回るものであった^{*9}。しかし実際政府の期待を下回ったとはい、「雇用法」適用のもとに新規雇用が創出されたことは確かであり、その点「雇用法」導入の功績と評価できよう。反面、「雇用法」により創出された新規雇用は不安定で保障が少なく、既存の労働契約より労働者にとって不利な内容となっており、その点が「雇用法」導入の問題点であるといえる。

3. 労働自由化法案

主として経営者側からの求めに応じる形で政府は労働契約法改正の作業を開始し、1993年8月に連邦議会下院に18条からなる労働自由化法案を上程した。この間、政府は労働契約法改正をめぐり労働側代表である労働総同盟、および経営者側代表であるアルゼンチン工業連盟との間で交渉を続けていった。また政府は同年末に、労働相のポストをエンリケ・ロドリゲスから『労働改革』の著者で、同問題の専門家とみなされているカーロ・

フィゲロアに交代し、同問題に対する本格的取り組みの姿勢を示した。

労働自由化法案の基本理念は、現在の労働法規は雇用関係を硬直的にしているとの認識の下に、労使の個別交渉により多くの裁量権を与え、同時に労働コストの引き下げを図ろうとするものであった。政府の労働自由化法案の主要な点は以下のとおりである。(1)試用期間を現行3カ月から6カ月まで延長可能とする。(2)パートタイム契約の賃金は、契約労働時間に応じて決定される。(3)一日の労働時間、有給休暇、産休等の特別休暇、休日日、レイオフは個別労使交渉に委ねる。(4)退職または解雇時の退職金において、給与2カ月分の最低補償額の撤廃。(5)労働者の技能形成権の確認。(6)労働側に経営情報の提供^{*10}。

政府の労働自由化法案の求めているものは、数量的フレキシビリゼーションであり、また賃金のフレキシビリゼーションである。それらは、外的フレキシビリゼーション（雇用や賃金の柔軟化）とみなされるものである。他方、多能工化等をめざす企業内のフレキシビリゼーション、すなわち内的フレキシビリゼーション（企業内労働組織の柔軟化）に関する議論は現在までのところあまり聞かれていない。

政府が提案した労働自由化法案は、労働者の技能形成権の確認と労働側への経営情報の提供という点を除いて、使用者側のアルゼンチン工業連盟の要求にほぼ沿った内容のものであった。逆に労働者側からみた政府提案は、それまでの労働契約法において保障されていた労働者の諸権利を後退させるものであった。労働総同盟は政府の労働契約法改正案を次のように批判している。政府案は「不必要に問題を引き起こす恐れがあり、労働者にとって不利益である。さらにそれは、事業所や企業内部での不和を作り出すばかりではなく、事業所や

企業により労働契約が異なる事態になれば、産業別労働組合内部での対立が発生する可能性がある」^{*11}。すなわち、労働側にとって政府案は単なる労働条件の後退をもたらすものではなく、現行の産業別労働組合制度の維持に重大な障害を生じさせ、ひいては労働組合の弱体化を促進させるものではないかとの懸念を持たせるものであった。

このように労働契約法の改正に関しては、労働組合側の強い反対があり、また労働組合を主要支持母胎とする与党ペロン等内部にも根強い異論が存在した。しかし、政府や産業界の強い働きかけ、また国民の世論も味方して労働自由化法案すなわち労働契約法の改正法案が1995年3月15日に国会で可決された。95年1月26日の『ラ・ナシオン』紙に掲載された失業者に対する大統領選挙に関する世論調査によると、失業者の32.2%が現与党のペロン党を支持し、2位の急進党の17.5%を大きく引き離している。これは、現在失業中の者の多くが、メネム政権が推進しているネオリベラル政策の成功に今なお期待しているものと解釈できる。可決された法案が定める雇用契約のなかで新しい点は、試用期間を最大6カ月まで延長する点、パートタイムの契約を認めた点、14歳から25歳までの若年見習い契約を制定した点である。もっとも今回の改正は、政府原案の部分的達成にすぎず、現行の団体中央交渉制度の大枠は維持されているという点で、政界の妥協の産物であるといえる。

国際経済の自由化や輸入代替工業化モデルの行き詰まりという現行の情勢を考えると、労働市場の自由化の流れはきわめて強固であると言わざるをえない。また、現在議論され、その一部が実現した労働関係のフレキシビリゼーションは、新規雇用契約から適用されるので、現在雇用されている者の労働条件の低下は招かず、逆に新労働法制で与えられるインセンティヴにより投資が拡大し、

したがって雇用の増大を導き、現在失業中の者にとって有利であるとする議論がある。しかし、輸入代替工業化路線の放棄にともなう民営化や合理化により解雇された者は新労働法制の下での契約となり、その場合彼らにとって新労働契約は労働条件の低下をもたらすという側面があることは否定できない。また、次節で述べるように現在新たに創設されている雇用は、一般に製造業部門と比べて労働条件の劣るとされる商業・サービス部門での雇用が多くなっている。このように、労働市場の自由化は、その実行に際して労働条件の悪化の懸念が拭いきれず、労働条件を維持したうえでの生産性の向上が大きな課題となっている。

* 5 アルゼンチン工業連盟労務担当理事 Daniel Funes de Rioja とのインタビュー記事。ERGO, vol.1, no.1, 1994, p.26.

* 6 Armando Caro Figueroa, op.cit., p.30.

* 7 Daniel Funes de Rioja, *El Impacto de la globalización sobre las normas laborales en el contexto latinoamericano*, 1994, p.14.

* 8 Valeria Esquivel, “¿ La flexibilización laboral como generadora de empleo?”, ERGO, vol.1, no.1, 1994, pp.36-37.

* 9 Silvio Santantonio, *Las políticas de flexibilización laboral : los resultados del impulso estatal*, El trabajo presentado al Congreso del trabajo, agosto de 1994.

* 10 Adriana Ferrario, “Proyectando una reforma,” ERGO, vol.1, no.1, 1994, pp.22-25.

* 11 “Entrevista con Hector Recalde (CGT),” ERGO, vol.1, no.1, 1994, p.27.

4 現在の雇用情勢

1. 大ブエノスアイレス首都圏の雇用情勢

次にメネム政権によるネオ・リベラル政策のもとでの雇用情勢について報告する。1993年の大ブエノスアイレス首都圏世帯調査によれば、同年の

失業率および不完全就業率は、急激に上昇し過去20年間で最高を記録した。93年5月の失業率と不完全就業率はそれぞれ、10.6%と8.2%を記録していたが、94年5月には11.1%および10.2%に、さらに同年10月には失業率は13.1%にまで上昇している(第1図参照)。失業率および不完全就業率を上昇させた最大の要因は、労働市場への新規参入者が拡大したことである。15歳から64歳までの人口に占める経済活動人口の比率は91年10月の63.3%から93年10月には65.6%に上昇している。なお、アルゼンチン統計局の定義によると、不完全就業労働者とは、就労時間が週35時間以下で、さらに働きたい意欲を示している者を指す。また、経済活動人口とは、就労中か求職中の人口を示す言葉である。

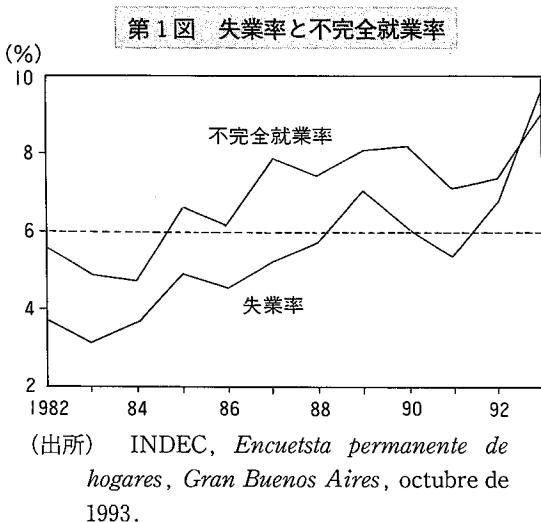
経済活動人口の動向は、性別により相違している。男性15歳から64歳までの経済活動人口の比率(労働力率)が83%前後で比較的安定しているのに対し、同年齢層の女性のそれは1991年10月の44.3%から、92年10月には45.9%，93年10月には48.5%にまで上昇している。女性経済活動人口の比率の年齢による変化の傾向は、それまでは20歳から34歳までの層が最も高く、35歳から49歳の層がそれより若干低下し、50歳から64歳にかけて急激に低下するものであった。ところが、93年10月の世帯調査ではこの傾向が逆転し、35歳から49歳にかけての年齢層の活動人口率が20歳から34歳までの層のそれを上回る結果となった。こうした女性の労働市場への参入拡大の結果として、女性の失業率は男性を上回る勢いで拡大し、93年10月には12.4%を記録するに至った。

35歳以上の女性の多くは既婚女性と考えられ、その労働市場への参入拡大の理由として、まず世帯主が失業中であったりその収入が低いために、家計を補助することを目的として求職活動を開始

したと考えられる^{*12}。同調査によると、女性の求職理由として第1に家計の補助収入の獲得が59.7%を占め、次に家計の主たる収入の獲得21.6%が続いている。こうした現象の背景には、世帯主の失業率上昇があり、それは1991年の2.8%から、92年には4.6%、93年には5.9%にまで上昇している。こうした世帯主失業率の拡大は、世帯主のほとんどが有職者であることから、民営化や合理化あるいは事業所の閉鎖や倒産にともなう解雇また失職によるものと推定される。一方、91年以降の経済回復により就職の可能性への期待が高まっており、それも女性の労働市場への参入を促しているという指摘もある。この他に女性の労働市場への参入が拡大した理由として、給与所得の購買力の停滞現象が指摘できる。85年を100とした給与所得の購買力指数は、89年の69.0から91年の77.6へと回復をみせたが、その後92年には76.2、93年には75.6と停滞した数字となっている^{*13}。こうした給与所得の購買力の停滞も、家計を補助する目的で女性に求職活動を開始させる理由となっていると考えられる。

つぎに15歳から64歳の人口に占める就業人口の比率をみると、1989年の58.6%から93年の59.1%へと緩やかな上昇がみられる。こうした就業人口比率の上昇は、逆に言うと求人数の増加、すなわち労働需要の増加を意味している。こうしたことからも、近年のアルゼンチンにおける失業率の上昇が労働需要の減少ではなく、労働市場への新規参入者の拡大によってもたらされていることが確認される。

大ブエノスアイレス首都圏では、就業人口の絶対数は1992年に約440万人であったものが、93年には約455万人に拡大している。しかし、就業人口の拡大は業種によりばらつきがみられる。製造業と建設業では全就業人口に占める同部門の比率が低下したばかりではなく、その絶対数においても減



少がみられる。製造業部門における就業人口の減少は、一義的には公営・国営企業の民営化や、経済開放に伴う競争激化による合理化や事業所の閉鎖が行われたためであると考えられる。しかし、この間の製造業部門の生産は拡大を続けており、生産が拡大するなかでの同部門の雇用人口減少は、既存の労使関係の変容を想起させるものである。この点については改めて調査する必要がある。

これに対して、商業部門・サービス部門・その他の部門での就業人口は拡大している。とはいえ、同部門における雇用拡大は、増加した経済活動人口を全て吸収するまでには至らなかった。また、一般に商業・サービス部門は、労働者の組織化が遅れ、賃金や労働条件の面で製造業部門より劣る場合が多いといわれている。ここでは、労働市場のフレキシビリゼーションによって創出された職場の質も問われなければならない(第3, 4表参照)。

2. 工業衛星都市サン・ニコラスの事例

続いて、雇用状況の具体的な事例として、ブエノスアイレスから北東に150キロほどパラナ川を遡った所に位置する工業都市サン・ニコラス市と、そ

第3表 大ブエノスアイレス首都圏の部門別就業人口

(単位：1,000人)

	合計	製造業	建設	商業・飲食	公的部門等	その他
1988	4,238	1,032	268	779	1,239	920
1989	4,210	1,037	258	817	1,339	758
1990	4,260	1,036	269	804	1,443	707
1991	4,373	1,054	316	878	1,392	732
1992	4,533	1,070	258	960	1,511	732
1993	4,574	1,098	274	961	1,509	732

(注) (1)各年10月の調査。(2)その他には、農林水産業、鉱業、電気・ガス・水道、運輸・通信・倉庫、金融・保険・不動産等、不明が含まれる。公的部門等には公務員の他に社会的・個人的サービスが含まれる。数字は四捨五入したもの。

(出所) INDEC, *Encuesta permanente de hogares : Gran Buenos Aires, Octubre de 1993, Buenos Aires, 14 de enero de 1994*; INDEC, *Anuario Estadístico de la República Argentina, 1993*.

第4表 職種別名目平均賃金

(単位：オーストラル、1992年はペソ)

	1989	1990	1991	1992
平均均	121,738	2,512,434	4,882,335	599
公的部門				
一般職	78,567	1,142,419	2,229,273	224
国営企業	225,859	3,698,728	7,632,337	800
民間部門				
建設業	53,406	1,205,489	3,009,517	400
製造業	144,789	3,290,587	6,958,763	790
サービス	129,187	2,753,148	4,775,186	656

(注) オーストラルの換算率は、1990年1ドル=4881オーストラル、92年1ドル=0.92ペソ。

(出所) INDEC, *Anuario Estadístico de la República Argentina, 1993*.

れに隣接するラマル市に関するベカリアとキンタルの調査結果を紹介する^{*14}。サン・ニコラス市には、民営化された元国営製鉄会社のソミサ社と民間製鉄会社のアシンダル社が立地している。前者は現在でもアルゼンチン最大の製鉄会社であり、後者は生産額では第2位となっている。元ソミサ

社は民営化に伴う合理化により7000人の労働者を解雇し、アシンダル社も合理化により1000人の労働者を解雇している。

調査地域における失業率と不完全就業率は、それぞれ16.2%と13.8%となっており、失業者の80%が両製鉄会社の解雇者によって占められている。

失業者の年齢別構成は、24歳以下の若年層と50歳以上の高齢層で高くなっている。中年層は相対的に低くなっている。50歳以上で失業率が高くなっている理由は、高齢者層が主に解雇の対象となつたためであり、また24歳以下の高失業率の理由は、若年者が新規に職を獲得することの困難性にある。また、製鉄会社を解雇された労働者の配偶者は、家計維持のため求職活動を開始している。こうした女性の求職活動の開始は、すでにみてきたように経済活動人口を拡大させ、失業率上昇のひとつの理由となっている。また、調査のなかでは求職希望しない女性のなかには、現地における経済・雇用情勢の悪化をみて就職をあきらめている層が存在し、それらは隠された失業とみなされている。

就業者のなかで注目されるのが、自営業か小規模事業所従事者の多さである。それらの者多くが製鉄会社の解雇者であり、解雇時の補償金により小規模商店等を開業した者である。しかし、自営業に関する経験不足と地区経済の低迷から、こうした自営業者の多くは経営不振に陥り、廃業に追いやられているとしている。

他方、調査地区における業種別労働条件をみると、解雇補償、年金補助、賞与、有給休暇、健康保険、家族手当等の社会保険・諸手当を全て受け取っている労働者の比率は、基礎金属産業において83.3%に達しているのに対して、商業部門では24.1%という低い水準に留まっている。こうしたことから、製鉄会社を解雇された労働者が新規に商業部門で雇用されたとしても、その労働条件は大幅に低下する可能性が高い。調査地区的こうした状況を、そのまま大ブエノスアイレス首都圏に当てはめ一般化することはできないが、それらはアルゼンチンにおける現在の雇用に関する問題を象徴しているともいえる。

*12 Liliana Casanovas, Emilia E. Roca y

Maria Ester Rosas, *Un análisis comparativo de los mercados de trabajo del Brac Buenos Aires, Rosario y Santa Fe entre mayo de 1992 y mayo de 1993*, trabajo presentado al congreso nacional de estudio del trabajo, 1994, p.6.

*13 FIEL, *Indicadores de Coyunturas*, No.336, julio de 1994, p.17.

*14 Luis Becaria y Aida Quintar, *Reconversión y mercado de trabajo, reflexiones a partir de la experiencia de SOMISA*, trabajo presentado al congreso nacional de estudio de trabajo, 1994.

おわりに

1946年に成立したファン・ドミンゴ・ペロン政権において、国内産業育成の目的を明確にした輸入代替工業化政策が採用され、それが第二次世界大戦以降のアルゼンチンの経済発展戦略の機軸となった。第一次ペロン政権下における輸入代替工業化政策は、国内産業保護による工業化をとおして経済発展を図るという目的の他に、工業化により労働者の雇用が確保され、労働者層へ所得を再分配させるという明確な政策的意図を持っていた。また、社会政策としても、企業家からみると労働者過保護とみえる現行労働法規を制定施行してきた。しかし、1980年代危機によりアルゼンチンでは、輸入代替工業化政策という産業政策をとおして、雇用と所得の保障という社会的公正を達成しようとする構図がもはや機能しないことが明らかとなったのである。また、80年代まで社会政策として実施されてきた労働政策も、経済の国際化と自由化を前に変更を迫られる事態に至った。

1990年代に入ってメネム政権が採用したネオ・リベラル政策は、経済安定化と回復に関して一定の成功を収めたと評価できよう。しかしその反面、小稿でみてきたように二重の意味で労働市場を自

由化した現行のネオ・リベラル政策は、失業率の上昇という社会的コストの増大という現象を伴っている。また、労働市場自由化により創出された雇用に関して、労働条件の面で問題を残している。そのため、現行のネオ・リベラル政策は社会的公正の確保という観点からみると、不十分な政策であったと判断される。域内で類似の政策を適用しているメキシコでは、ネオ・リベラル政策に伴う社会的コスト上昇への対策として PRONASOL 等の社会政策を発足させているが、アルゼンチンではそれに相当するものはいまのところみあたらぬ。

とはいっても、従来型の輸入代替工業化による発展モデルにより、結果としてきわめて非効率な一連の製造業が形成され、それらが1980年代経済危機の基底にあったことも事実である。今日の世界的な経済自由化の傾向のなかで、アルゼンチン製造業が生産性向上を目指すのも当然のことと言える。他方、現在拡大中の失業等の社会問題に対処するための社会政策の適用は、望まれるところである

が、それには財政的制約があることを忘れてはならない。そのような中で、国連ラテンアメリカ経済委員会が提唱している『公正を伴う経済成長』^{*15}の概念は注目される。それはかつての輸入代替工業化政策に対する代替概念であるばかりではなく、現在進行中のネオ・リベラル経済政策に対する代替概念としての性格を持つものといえるからである。

*15 CEPAL, *Transformación productiva con equidad : La tarea prioritaria del desarrollo de America Latina y el Caribe en los años noventa*, CEPAL, Santiago de Chile, 1990 ; CEPAL, *Equidad y Transformación productiva : Un enfoque integrado*, CEPAL, Santiago de Chile, 1992.

〔追記〕本年5月14日に行なわれた大統領選挙において、経済安定化達成を評価された現職カルロス・メネム大統領が、次点以下に大差で再選された。任期は4年。

(うさみ・こういち/地域研究部)